公募制自己推薦入試
過去問題
2025

法学部

法律学科
自治行政学科

※問題は 2025 年度入試のものです。
※2026 年度入試の公募制自己推薦入試は、一部の学科のみ募集を行います。また、新たな入試として「総合型選抜(総合評価型)」を実施します。

KU 神奈川大学

〈F〉

法学部　法律学科・自治行政学科

管理番号：A-1

２０２５年度　神奈川大学　公募制自己推薦入学試験

【小論文】

法学部　全学科

［試験時間 90 分］

【問　題】　別紙記載の文章は、子ども・若者の選挙権について、3 人の論者（Ａ・Ｂ・Ｃ）がそれぞれの意見を表明したインタビュー記事（朝日新聞「耕論」　2024 年 8 月 3 日朝刊）の抜粋である。この文章をよく読んで、次の設問（1～3）に解答しなさい。

なお、解答にあたっては、下記（点線の囲み）の諸点に留意しなさい。

（解答にあたっての留意事項）
- □ 配布された白紙は、文章の構想を練ったり、下書きをしたりするのに使用しなさい。
- □ できるだけ正確な日本語で解答しなさい。特に、正確な漢字の使用、主語と述語の対応関係には注意しなさい。
- □ 敬体（です・ます体）を使用せず、常体（だ・である体）を使用しなさい。
- □ 結論とそれを導く論拠とが論理的に対応するように、十分注意を払いなさい。
- □ 箇条書きはせずに、文章を書くようにしなさい。

（設問 1）　Ａの意見について、200 字以内で要約しなさい。

（設問 2）　ＢとＣの意見の相違点について、200 字以内で説明しなさい。

（設問 3）　Ａ・Ｂ・Ｃ　3 人の意見を踏まえて、子ども・若者の選挙権の今後の在り方について、あなた自身の意見を 600 字以内で述べなさい。なお、記事の 3 人の意見のうちのどれかと同じ結論になっても構わないし、独自の結論を導いてもよい。また、結論を導く論拠は記事の中に現れていても、あるいはそうでなくても構わない。論拠をしっかり吟味して、説得力のある文章を書いてほしい。

管理番号：A-1

２０２５年度　神奈川大学　公募制自己推薦入学試験

【小論文】

法学部　全学科

［試験時間 90 分］

＜別　紙＞

０歳児にも選挙権を。日本維新の会共同代表の提案に、波紋が広がっている。「１人１票」の原則が崩れるとの批判も起きた。若い世代を意識した問題提起はどんな影響を及ぼすのか。

◆　Ａ（認定 NPO 法人会長）の意見

「０歳児選挙権」というとばかげた話に聞こえますが、私はこれを「子ども投票」と呼んで、以前から提唱しています。日本維新の会の吉村洋文共同代表・大阪府知事が「０歳児選挙権」と言ったのは、極端な言い方をすることで議論を提起したのかもしれません。

吉村さんの発言は「子どもを持つ親が子どもの数の分だけ票をもつ」ことと受け止められ、「１人１票の原則に反する」と反発を招きました。でも私の言う子ども投票は親が票を持つのではなく、あくまで子どもが票を持っていて、それを親が代行するのです。

そもそも子どもに票を持たせないのは、子どもを「人」として見ていないのではないでしょうか。１人１票の「１人」ではないという意味になってしまうからです。かつて私たちは、選挙権について女性を「１人」として見ていませんでした。戦後ようやく女性は選挙権を持つことができましたが、同じことが今起きているようにも見えます。

２０１６年、投票年齢は満２０歳以上から満１８歳以上に引き下げられました。でも、よく考えると、１７歳は１人の「人」じゃないのでしょうか。１６歳はどうですか。たしかに幼児の意見表明は難しいと思いますが、本当に親が代行することができないのでしょうか。

誰より長く生きるのは、子どもたちです。彼らを１人の人格として認めないことが、私たちの社会に何をもたらすのか、よく考えた方がいいと思うのです。

少子高齢化社会で、政治家は高齢者向けの政策を重視しがちになっています。「シルバーデモクラシー」という言葉は、若者世代との分断を招きがちで、私は使いたくないのですが、昨今の政策が将来への投資より、高齢世代への手当てが重視されている側面はあるように思います。

古来、民主主義は、高齢者が少なく若年世代が多い「ピラミッド型」の人口構造を前提としてきました。それが「逆ピラミッド」になった時、はたして民主主義は機能するのか。これは実は人類史上、誰も試したことのない局面です。

だとすれば、民主主義のかたちをアップデートしたらどうでしょう。いきなり０歳児選挙権は難しくても、１８歳を１５歳に引き下げることはあり得る。住民投票で子どもたちが参加した例もあります。未来世代の声を政治に反映しなければ、民主主義がむしろ、民主的でない仕組みになってしまう恐れがあるのです。

◆　Ｂ（法哲学者）の意見

デモクラシーにおいて、「１人１票」は重要な基本原則と考えられています。１９世紀英国の哲学者ジョン・スチュアート・ミルが、社会的地位の高い人に複数の投票権を与える「複数投票制」を提唱しましたが、実現しませんでした。

ミル自身も懸念したのは、ある人に投票権を複数与えると、１票しか与えられない人を「十分承認していない」ことになってしまわないかということです。これは今も十分に留意すべき問題です。承認の不平等をもたらすような制度は、社会では許容されません。

この点で、「子ども投票権」はどうでしょうか。子どもは幼児の段階では自ら投票することが難しく、誰かが代わりに投票する必要がある。そのため親が代行するというのが子ども投票権の考え方です。

厳密に考えるならば、子ども投票権は親に投票権を複数与えるものではありません。一見、親が２票を投じているように見えても、そのうち１票はあくまで子どもの投票権です。親はそれを代理で行使しているにすぎず、親が２票持つわけではない。相続権や財産権もそうですが、幼児は自分では権利の行使をできなくても、その権利を持っていると考え、親が代行するわけです。

そう考えると、子どもが投票権を持つことは決しておかしな話ではありません。「親が複数票を持っている」わけでもなければ、「子どもがいない人が差別されている」わけでもないからです。

２０２５年度　神奈川大学　公募制自己推薦入学試験

【小論文】

法学部　全学科

［試験時間 90 分］

しかも、子どもに投票権を与え、社会の正式な一員として承認することは、象徴的な意味を持ちます。子ども投票権は、少子高齢化が進む社会において、社会のあり方や政治のありようを変える潜在力を持ちます。そのことは重視すべきではないでしょうか。

この問題を考えるときの補助線となるのが、「女性投票権」です。戦前の日本では女性に投票権はありませんでした。男性だけが投票権を持つのが当然でした。子ども投票権を頭から否定するのは、当時と同じような固定観念にとらわれている可能性があります。

特に、義務教育が終わった子どもに投票権を与えないのは妥当でしょうか。現在の制度が、後世の検証に耐えられるのか、よく考えた方がいい。「昔は子どもたちに投票権を与えず、差別的に排除していたんだね」。１００年後には、そう言われてしまう時代が来るかもしれません。

◆　Ｃ（政治学者）の意見

「子ども投票権」導入論者の主張には、「若者の声が政治に反映されていない」という前提があるようです。吉村洋文・大阪府知事も「人口構造と投票率等を組み合わせて見た時、僕らの子どもや孫の世代は圧倒的に政治的に影響力がない」と述べています。

人口の３割を占め、投票率も高い高齢者ばかりに政治が目を向け、社会保障も高齢者優遇で若年層ほど負担超過になっている――。そんな「シルバー民主主義」論は、しかしながら、根拠薄弱の主張です。

現在の社会保障制度の基本設計は「福祉元年」の１９７３年。人口構成的にも日本が若く、若年層の投票率も高かった時代です。高齢者の要望からできた制度ではありません。

社会保障費のうち「子ども・子育て支援」は２０１４年度からの１０年で約１・６倍になったのに、年金や医療は１・１倍に過ぎない。高齢者の負担はむしろ増えています。投票率の高低によって政策が決まるという相関関係も、社会保障分野では存在しません。

そもそも、若年層と高齢者の利害は対立しているのか。様々な意識調査によれば、減税か福祉充実か、財政再建か景気対策か、憲法９条改正か否かといった具体的政策において、世代間で政治的傾向に大きな違いはみられません。言うまでもなく、財政赤字抑制のために社会保障給付を切り下げれば、将来的に損をするのは現役世代です。

ではなぜ、シルバー民主主義論がまかり通るのか。日本全体が没落するなか、特に経済力や社会的つながりを欠いた若者世代で、不遇感が高まっています。疎外感やルサンチマン（怨念）をぶつけるスケープゴートとして、高齢者が狙い撃ちされているのでしょう。

有権者の政治的無力感を手当てするには、選挙ですべてが決するかのような民主主義観から脱する必要があります。代表制だけが民主主義ではない。デモや、くじで選ばれた市民が討議するといった多様なチャンネルで民意をくみ取り、自発的に政治参加できる仕組みを考えるべきです。

そのうえで、世代間の「縦の連帯」と横の相互扶助を取り戻すためには、権力を忌避し警戒感を持つだけではなく、いかに公権力を強くして自分たちで民主的に運営していくか、という発想も必要です。投票率を上げることを目標としがちな主権者教育の真の課題も、そこに置かれるべきです。

朝日新聞「耕論」2024 年 8 月 3 日朝刊　13 頁による

朝日新聞社に無断で転載することを禁じる。承諾番号（24-3139）